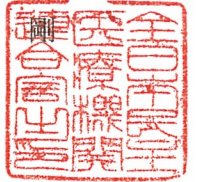


2020年4月7日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
厚生労働大臣 加藤 勝信 様

全日本民主医療機関連合会

会長 増田



新型コロナウイルス感染症に係る減収を国保法第44条の一部負担金の減免対象に
適用することを求める要請書

今般の新型コロナウイルス感染症に対する貴職のご尽力に敬意を表します。

新型コロナウイルスの感染が拡大するなか、国の要請にこたえる形で、大規模イベントや外出の自粛等が実施されています。感染拡大防止の措置として必要なものと理解しますが、これらの自粛や風評被害等により国民健康保険加入者のなかにも収入が著しく減少し、経済的に困難に陥る被保険者が多数おられます。こうした、被保険者が医療費の支払いができないことを理由に、医療機関への受診をためらうことが懸念されます。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大や重症化を防止する観点から、新型コロナウイルスにより収入が著しく減収した被保険者が安心して医療機関を受診できるよう、以下の通り要望します。

記

1. 新型コロナウイルス感染症による減収を国保法第44条に適用すること
2. 1の取扱いを国民健康保険等の各保険者並びに医療機関に速やかに周知徹底すること。

以上